

平成30年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（7月9日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第11号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	3
表決	4
議案第12号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	4
表決	4
議案第13号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	5
質疑	5
氏家善男君	6
（答弁）柴岡業務課長	6
氏家善男君	6
（答弁）柴岡業務課長	6
氏家善男君	6
（答弁）柴岡業務課長	7
氏家善男君	7
（答弁）柴岡業務課長	7
氏家善男君	7
（答弁）柴岡業務課長	8
氏家善男君	9
（答弁）柴岡業務課長	9

氏家善男君	9
(答弁) 柴岡業務課長	9
氏家善男君	9
(答弁) 柴岡業務課長	9
氏家善男君	10
(答弁) 柴岡業務課長	10
氏家善男君	10
(答弁) 横田施設管理課長	10
氏家善男君	10
(答弁) 横田施設管理課長	10
氏家善男君	11
(答弁) 横田施設管理課長	11
氏家善男君	11
(答弁) 柴岡業務課長	11
氏家善男君	11
(答弁) 柴岡業務課長	12
平吹俊雄君	12
(答弁) 柴岡業務課長	12
平吹俊雄君	12
(答弁) 柴岡業務課長	12
平吹俊雄君	12
(答弁) 柴岡業務課長	12
平吹俊雄君	13
(答弁) 柴岡業務課長	13
平吹俊雄君	13
(答弁) 柴岡業務課長	13
平吹俊雄君	13
(答弁) 柴岡業務課長	14
平吹俊雄君	14
(答弁) 大場副管理者	15
平吹俊雄君	15
(答弁) 大場副管理者	15
平吹俊雄君	16
相澤孝弘君	16
(答弁) 横田施設管理課長	16

相澤孝弘君	1 7
(答弁) 横田施設管理課長	1 7
相澤孝弘君	1 8
(答弁) 横田施設管理課長	1 8
相澤孝弘君	1 8
(答弁) 横田施設管理課長	1 8
相澤孝弘君	1 9
(答弁) 柴岡業務課長	1 9
相澤孝弘君	2 0
(答弁) 柴岡業務課長	2 0
相澤孝弘君	2 0
(答弁) 柴岡業務課長	2 1
相澤孝弘君	2 1
(答弁) 横田施設管理課長	2 2
相澤孝弘君	2 2
佐藤善一君	2 3
(答弁) 柴岡業務課長	2 3
佐藤善一君	2 3
(答弁) 横田施設管理課長	2 4
佐藤善一君	2 4
(答弁) 柴岡業務課長	2 4
佐藤善一君	2 4
(答弁) 柴岡業務課長	2 4
佐藤善一君	2 5
(答弁) 柴岡業務課長	2 5
佐藤善一君	2 5
(答弁) 柴岡業務課長	2 5
佐藤善一君	2 5
(答弁) 柴岡業務課長	2 6
佐藤善一君	2 6
佐藤 勝君	2 6
(答弁) 柴岡業務課長	2 6
佐藤 勝君	2 7
(答弁) 柴岡業務課長	2 7
佐藤 勝君	2 8

(答弁) 横田施設管理課長	2 8
佐藤 勝君	2 8
(答弁) 横田施設管理課長	2 9
佐藤 勝君	2 9
(答弁) 横田施設管理課長	2 9
佐藤 勝君	2 9
(答弁) 横田施設管理課長	2 9
佐藤 勝君	2 9
(答弁) 横田施設管理課長	2 9
佐藤 勝君	3 0
(答弁) 横田施設管理課長	3 0
佐藤 勝君	3 0
(答弁) 横田施設管理課長	3 0
佐藤 勝君	3 0
(答弁) 横田施設管理課長	3 0
佐藤 勝君	3 0
(答弁) 横田施設管理課長	3 0
佐藤 勝君	3 0
(答弁) 柴岡業務課長	3 0
休憩・再開	3 1
佐藤 勝君	3 1
(答弁) 大場副管理者	3 1
佐藤 勝君	3 2
(答弁) 大場副管理者	3 2
佐藤 勝君	3 3
(答弁) 大場副管理者	3 3
佐藤 勝君	3 3
(答弁) 大場副管理者	3 3
佐藤 勝君	3 4
(答弁) 大場副管理者	3 4
佐藤講英君	3 4
(答弁) 柴岡業務課長	3 5
佐藤講英君	3 5
(答弁) 柴岡業務課長	3 5
佐藤講英君	3 5
(答弁) 柴岡業務課長	3 6
佐藤講英君	3 6

(答弁) 柴岡業務課長	3 6
佐藤講英君	3 6
(答弁) 柴岡業務課長	3 7
佐藤講英君	3 7
吉田眞悦君	3 7
(答弁) 大場副管理者	3 8
吉田眞悦君	3 9
(答弁) 相澤副管理者	3 9
表決	3 9
閉会	4 0

平成30年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

平成30年7月9日（月）

午前10時01分開会～午後1時39分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第11号 教育委員会教育長の任命について
- 第4 議案第12号 監査委員の選任について
- 第5 議案第13号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第11号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第4 議案第12号 監査委員の選任について
- 日程第5 議案第13号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

4 出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 佐藤和好君 | 2番 | 佐藤講英君 |
| 3番 | 相澤孝弘君 | 4番 | 氏家善男君 |
| 5番 | 佐藤勝君 | 6番 | 佐藤貞善君 |
| 7番 | 今野公勇君 | 8番 | 早坂伊佐雄君 |
| 9番 | 佐藤善一君 | 10番 | 米木正二君 |
| 11番 | 遠藤积雄君 | 12番 | 門田善則君 |
| 13番 | 大橋昭太郎君 | 14番 | 吉田眞悦君 |
| 15番 | 平吹俊雄君 | | |

5 欠席議員（なし）

6 説明員

- | | | | |
|--------|-------|---------------|--------|
| 管理者 | 伊藤康志君 | 副管理者 | 早坂利悦君 |
| 副管理者 | 大橋信夫君 | 副管理者 | 相澤清一君 |
| 副管理者 | 大場敬嗣君 | 事務局長兼
総務課長 | 茂和泉浩昭君 |
| 施設整備課長 | 村上文彦君 | 業務課長 | 柴岡雄司君 |

施設管理課長 横 田 宏 幸 君

教育次長兼
総務課長 玉 澤 永 吉 君

7 議会事務局出席職員

事務局長 高 橋 幸 志 君

次長兼
議事係長 柳 川 敦 君

主 査 米 澤 美 紀 子 君

総務課長補佐 川 鍋 正 敏 君

総務課
総務企画係長 高 橋 正 樹 君

会 議 の 経 過

開 会

午前10時01分

○議長（佐藤和好君） 出席議員定足数に達しておりますので、平成30年第3回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（佐藤和好君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（佐藤和好君） 日程第1、本日の会議録署名議員を指名いたします。4番氏家善男議員、13番大橋昭太郎議員のお二人をお願いいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第2 会期の決定」

○議長（佐藤和好君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第3 議案第11号 教育委員会教育長の任命について」

○議長（佐藤和好君） 日程第3 議案第11号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第11号教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

当組合教育委員会教育長に熊野充利氏を最適任者と認め任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

以上、議案第11号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を

賜りますようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

通告はございませんので、質疑なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号教育委員会教育長の任命については、これに同意することに決定いたしました。

「日程第4 議案第12号 監査委員の選任について」

○議長（佐藤和好君） 日程第4 議案第12号監査委員の選任についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第12号監査委員の選任について御説明申し上げます。

当組合監査委員に柴原一雄氏を最適任者と認め選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第12号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はございません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 質疑なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

「日程第5 議案第13号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）」

○議長（佐藤和好君） 日程第5 議案第13号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第13号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

補正の主な内容につきましては、農林業系廃棄物の試験焼却に係る事業費を補正計上するものでございます。

議案書の3ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出とも2,159万8,000円を追加し、予算総額を134億8,482万8,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、4ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、平成30年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の3ページ・4ページをお開き願います。

1款1項負担金は市町負担金で、農林業系廃棄物処理加速化事業の補助対象経費の2分の1に当たる944万7,000円を大崎市からの震災復興特別交付税負担金として増額補正するものであります。

3款1項国庫補助金は衛生費国庫補助金で、農林業系廃棄物処理加速化事業費補助金として944万7,000円を補正計上するものであります。

8款1項繰越金は、前年度繰越金であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページ・6ページをお開き願います。

4款3項清掃費は、農林業系廃棄物処理事業費として焼却に係る焼却用品及び対策用品等の消耗品費で507万2,000円、委託料では栗原市クリーンセンター、登米市クリーンセンター及び仙台市松森工場へ一般ごみの処理を委託するための経費、各種測定・検査委託料で、ごみ焼却施設では焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性セシウム濃度、大日向クリーンパークでは原水、放流水、地下水及び汚泥中の放射性セシウム濃度の検査委託費、また農林業系廃棄物の投入業務など委託料として1,254万5,000円、使用料及び賃借料では、空間線量計のリース料として218万8,000円、備品購入費では、個人線量計58台の購入費179万3,000円を補正計上するものであります。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,159万8,000円を追加し、平成30年度の予算総額は134億8,482万8,000円となりました。

以上、議案第13号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

4番氏家善男議員。

○4番（氏家善男君） おはようございます。

それでは、質疑を通告しておりますので、質疑をさせていただきます。

6月議会大崎市議会では、19人の質疑者がこの問題に関して質疑に立ったわけですが、全員が、19人この質問をしたということで、大変この農林業系廃棄物の焼却に関する市民の関心度というのがすごく高かったわけであります。

3日間の審議を通して大分理解をしてきたわけでありますが、市でやる部分、そしてまた広域でやる部分というようなことがございますので、若干質疑をさせていただきたいと思っております。まず、通告しております、いわゆる各委託料ということで通告しておりました。

農林業系廃棄物を焼却場まで運搬はそれぞれ大崎市の自治体の負担ということになりますが、ここにある42万6,000円、これの運搬業務が計上されてございます。これはどういう内容になるのか。例えば一時保管所から焼却場まで、これは先ほど言ったように、自治体で負担するわけでありましてけれども、焼却場に一時的に保管してやっていくのか、つまりその一時保管しているところからピットまで運搬する内容なのか、この内容について伺いたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） ただいま御質問いただきました42万6,000円の委託料につきましては、試験焼却を実施するに当たり、一般ごみをほかの圏域に搬出しなくてはなりません。それが先ほど管理者の御説明でもありましたが、今回大崎圏域からは登米市、栗原市、仙台市の各焼却施設にそれぞれ一般ごみを移動いたします。その運搬経費でございます。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） ほかのところに運ばなければならない理由というのはどういう意味なんでしょうか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 今回宮城県のほうで、当初は全域で取り組むということだったんですが、それが各圏域に変わったわけがございます。それで、農林業系廃棄物のない地域は、一般ごみを受け入れて全体で処理をしようと、共同処理をしようということで宮城県の提案で一般ごみを各圏域に大崎広域では移動するということでございます。

ですから、今回は最大で90トンということで予定しておりますので、各仙台市、登米市、栗原市にはそれぞれ30トンずつ移動するという予定で計画をしております。ただ、これは焼却量、組合のほうの農林業系廃棄物の焼却量がどれくらいになるかによって、余計は搬出しませんので、それは調整してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） わかりました。

それでは、農林業系廃棄物を焼却する分の相当の量をほかの自治体の焼却場で受け入れると、こういう内容ですね。わかりました。

それでは次に、補正予算の補足資料があるんですけど、農林業系廃棄物放射能核種検査業務

というのは、核種の核は核の核になっていますが、この核でよろしいのでしょうか。その内容についてお尋ねします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 今、核種の核なんですけれども、これは放射能の核ということで核種ということになっております。

これらの検査項目につきましては、焼却施設ですと灰の検査、あとは煙突から出た後の検査、出るときの検査、バグフィルター通過後、あと最終処分場におきましては放流水とかそういう部分の検査費用ということになります。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） それでは次です。

農林業系廃棄物の投入業務、これも578万5,000円ですけれども、これはこの前の投入する前はそれぞれの保管場所から小分けにして、そして最終処分場に運び込んでくるという内容になると思うんですが、この投入業務の範囲、この業務の予算を置いている範囲というのはどのような内容になりますか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 今、氏家議員さんがおっしゃられた最終処分場に運ぶわけじゃなくて、これは大崎市のほうのストックしている場所から組合のほうには小分けして運んでいただきます、細断したものを。この小分けした袋状のものを組合のピットのほうに投入する業務でございます。その人員の確保のための委託料、あと玉造クリーンセンターにおきましては、今は日中の焼却を通常業務としておりますが、今回、試験焼却に当たりましては16時30分以降の焼却ということで焼却時間をずらします。それに伴ってごみピットに投入する、先ほど話した小袋の部分投入する作業員、あとは夜間業務に移行しますので、不足する人員を確保するための委託料でございます。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） 実は、私、大崎市議会のほうでも話したのですが、実はピットの中でほぐして少しずつ入れればいいんじゃないかというような、私、そうすることがいわゆる作業員の安全性につながるというようなお話をしたんですが、どうも何か大崎で抱えている焼却場のピットはかなり狭いという話の内容でございまして、それがいわゆるピット内でクレーンによってほぐすということが何かできないというようなことの事情があるようでございます。

ただ、牧草の保管状況なんですけれども、これは細断してそれぞれの袋に詰めて、小分けにしてというような内容のようでもありますけれども、中にはやはりかなり泥状化している部分もあるんじゃないか。そうなりますと、細断という作業もなかなか難しいのかなと。小分けにするということの作業も実はその辺の作業の中でやはり作業員の被曝に対する安全性、その辺あたりが非常にリスクが高いのかなというような思いがしているんです。

ですから、そのごみのピットの中で何か工夫してできないもののかなというような感じが

するんですけど、やはりこれは無理なんでしょうか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） ただいまごみピットで攪拌できないかと、作業員の被曝のほうに心配だという御質問だと思います。

まずごみピットで攪拌できれば、それにこしたことはございません。今先行している仙南広域さん、あと黒川広域さんについては、仙南広域さんも新しい施設で熔融炉という炉のシステムでごみピットが2つあるわけなんです。それで受け入れピット、一般の住民が、もしくはパッカー車、委託ごみが入ってきたピットと、あと攪拌ピットというまた別なピットを設けております。それで十分攪拌できるということでございます。あと、黒川広域さんについては、水害等を想定した災害廃棄物を想定したごみピット容量を確保しておりまして、約10日分以上、あそこは50トン処理なものですから500トン以上、それにもっと積み上げれば800トン、1,000トンとなるんでしょうけれども、そういうふうな大きなピットを抱えております。

組合のほうの焼却施設は約3日分の保管しかできないピットでございます。特に中央クリーンセンターにおきましては、慢性的にごみが満杯状態でございます。そういう中で適正な攪拌というのが不可能なことから小分けしたものであるということで大崎市にお願いした次第でございます。

あと、作業員の被曝の部分につきましては、組合としてもその辺は重々承知しておりまして、防じんマスク、防護服、手袋等を着用させて対応させていただきますとともに、個人線量計、こちらのほうを携帯させて被曝線量を把握して対応したいと思っております。

また、作業員につきましても非常に心配だという声がありましたことから、職員の放射能に対する基礎知識の習得と不安解消のために、昨年12月20日、21日、2日間にわたりまして、公益財団法人原子力安全研究協会の杉浦紳之理事長、松原昌平研究参与から放射線の基礎知識と放射線測定器の取り扱いについて研修をいたしております。職員65名と委託等受託作業員19名、市町の担当職員15名、合計99名が受講しております。

また、ことしの1月17日には、広域のほうの安全衛生研修会を開催し、東北大学の桐島准教授を招いて農林業系廃棄物に含まれる放射性セシウムへの対応についてということで、それも組合職員58名が受講しております。

さらに、試験焼却が進みましたことから、今年度におきましても作業に携わる全職員、委託業者全て、全員、再度8月9日、10日、9月18日の3回にわたりまして公益財団法人原子力安全技術センターに依頼いたしまして、「現場に適した放射線防護と被曝線量管理」と題して福島県立医科大学准教授であります大葉 隆先生を招いて実例を用いた被曝線量管理などについての研修を受講する予定でございます。

職員の心配する被曝のことに対しても、組合としてしっかり対応してまいりたいと、そう考えております。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） 安全性には十分意を用いていくという内容でございます。何せ目に見えないものでありますから、やはり作業員の安全性が一番大事でございますので、意を用いていただきたいと思えます。

次の農林業系廃棄物処分業務、これなんですけれども、いろいろ業務を遂行していくに当たって、一応いろいろと検査も行っていくということでもありますけれども、先ほど全協での説明でも、クールごとにいろいろ実況を検分していくという内容でありましたけれども、これはやはりワンクールごとに検査していくという内容になりますかどうか、お伺いします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） ワンクールごとに検査結果はホームページで公表してその都度組合内部では協議することになります。3クール終わりましたら、大崎市のほうで住民説明会等で一応お答えしているんですが、3クール、あとは全部終わった6クール終わった後に住民説明会等をして、その結果についてはいろいろ検証するという内容でお話ししておりますので、組合のほうも同席してその辺を説明してまいりたいと、そう考えております。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） これまでのいろいろ仙南広域やあるいは黒川、あるいは広域ではいろいろ岩手県とか福島、いろいろデータをそろえていると思うんですけれども、いろいろこれまでの結果からすれば、この試験焼却から出る値というのは非常に担保されているような感じもするんですけれども、この試験焼却という一つの意味は、やはり焼却施設の性能であったり、あるいはいろいろこれから出てくるバグフィルターとかその辺の問題だとか、その辺のこともその性能を確かめるということの意味も含めての試験焼却ということと理解しているわけでありまして、もし万が一、数字の変化があった場合はどのような対応がされるのかどうか、その辺考えていることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 何か数字が上がった場合ということなんですけれども、その辺につきましては、組合の施設のほうの原因なのか、もしくは搬入されたものの原因なのか、その辺は検証してまいりたいと思っております。

あくまでも基準値を設定して今回焼却いたしますので、その基準値以内におさまるかどうかというのが今回の試験焼却でございます。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） そうですね。

ただ、やはり何か異常があったら直ちに中止するというか、そういう考えも当然持ち合わせなければならぬと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） もちろん何か異常があった場合には、施設は休止いたします。試験焼

却については中止いたします。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） それで、その次に測定機器リース料になるわけでありまして、この測定機器リース料、万全を期しての測定体制をつくるということだと思っておりますが、この内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 測定器のリース料につきましては、218万8,000円ほど計上しておりますが、これは3つの焼却施設、最終処分場を含めて4台測定器をリースする予定でございます。

空間線量計の目的は、施設内外の放射線の濃度を測定、灰運搬時の空間線量の測定を目的としたものでございます。この測定器につきましては、大崎市と同様の機器を選定しております。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） これは毎日になるか、そしてあと燃やす時間が夜10時から翌朝にかけてということですが、測定時間は大体どの辺あたりを予定していますか。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） それでは、空間線量をはかる時間帯ということですが、まず4時半以降に搬入になりまして、そこから投入業務になります。7時には敷地境界線で全て面で、東西南北の面で空間線量計を測定いたします。1日に1回と考えております。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） わかりました。

大体こういうような形の中で進めさせていただくわけでありまして、最後の最終処分場となる大日向クリーンパーク処理、これについてはこれまでの処理とは別に処理するというふうに先ほど聞いたような感じがするわけでありまして、これまでの処理とはまた違った処理の方法になるのか、その辺についてお伺いします。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 最終処分場の処理でございますけれども、一般的には今現在の処理と同じ方法でやるわけなんですけれども、安全対策の強化ということで、何点か今回プラスして行います。

まず1点目ですが、埋立地を通常焼却と試験焼却とを区切って、分けて埋め立てします。その中で1クールごとに区切って、6クール分を区切ってそこに埋め立てをします。そして、底面には保護土を50センチ敷きまして、その上にゼオライトという吸着する物質があるんですけれども、それを敷きましてその上に焼却灰、その上に覆土という形で実施します。

あとそれ以外で、埋立地の飛散防止ということで、埋立地に門型の散水装置、これから作成するわけなんですけれども、それによってエンジンポンプの起動で灰をあげたときに飛散しないような、そういう方策もとります。

あと処理施設のほうの安全対策なんですけれども、前段の水槽，調整槽におきまして、そちらも粉末のゼオライトを投入いたしまして吸着させてより安全な方法をとります。

あともう一つなんですけれども、最終処理センターの処理の段階で、最後の砂ろ過・活性炭設備というのがございます。そこで活性炭の交換頻度を、今まで年1回にやっていたものを年2回にふやしてなお一層安全率を上げます。

以上の対策はとっております。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） 確認しておきますが、投入するときの灰の上限値はどれぐらいですか、確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 今回の上限値ですけれども、宮城県で示しております800ベクレル以下、全ての濃度を投入したときに灰に出てくる濃度が393ベクレルプラス800ベクレルですので、1,200相当の濃度を考えております。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） それでは最後にですけれども、各焼却施設あるいは最終処分場の周辺の方々と協定書を結んでいらっしゃるわけでありまして、これらの協定書の変更も必要ではないのかというようなことがございますけれども、その考え方、これからの進め方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 組合のほうと三本木の大日向クリーンパーク、あとは玉造クリーンセンターにおいては覚書、申し合わせ事項等を建設時に取り交わしております。現在、各種団体からは試験焼却に反対の御意向を示された要望書等の提出は受けております。

ただ、組合といたしましては、このような覚書というのは、通常お互い疑義が生じた場合、協議するというのが通常の方だと思っております。現在、各団体とは大崎市の議会のほうで可決された後、協議に入っております。

建設当時は放射能ということが想定されていなくて、その放射能という言葉は記載されておられませんので、今後住民の不安、抱いている部分について、一つ一つ組合のほうで問題を解決するようなお答えをして対応をしてみたいと、そう考えております。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） このような事態が発生して、いろいろと住民の人たちとの認識のずれというのいろいろあるやにも聞いております。

ただ、やはり住民の人たちの理解を得るということも大変必要なことだと思うんですが、試験焼却が始まる10月までやられるのか、あるいは試験焼却をある程度何クールかやって、いろいろデータが出た段階でいろいろ考えていらっしゃるのか、その辺についてはいかがですか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 組合としては10月までにいろいろ協議してまいりたいと、そう考えております。（「終わります」の声あり）

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

15番平吹俊雄議員。

○15番（平吹俊雄君） 私、2つほど通告しておりますので、質疑したいと思います。

まず1点目、歳入でございます。

3款1項1目衛生費国庫補助金、国庫補助金、対象経費の2分の1ということで944万7,000円、これが計上されております。その根拠をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 国庫補助金の944万7,000円の根拠ということで御説明させていただきます。

今回の試験焼却につきましては、農林業系廃棄物の加速化事業を活用し実施するものであります。対象事業費は、農林業系廃棄物焼却に係る費用について環境省と事前に歳出の項目ごとに協議を行い、認められた項目を積算したものでございます。

その協議の結果、補助対象事業費が1,889万4,000円となり、その2分の1が補助対象額となるものであります。

○議長（佐藤和好君） 平吹議員。

○15番（平吹俊雄君） 補正予算に関する説明書で、いわゆる試験焼却に関する補正予算の概要ということで、歳入歳出がここにあるんですが、微妙に需用費、委託料、それから使用料及び賃借料、歳入歳出が違っております。この辺どういう意味なのかお聞かせください。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 対象事業費以外ということでお答えいたします。

今回の試験焼却に関しまして、環境省といろいろ協議した結果、個人線量計につきましては労働安全上の福利厚生的な要素があるというようなことで対象外ということで回答になっております。

私のほうも結構粘ったんでございますが、この費用は認められないと、補助対象外だということで、この部分につきましては、東京電力のほうに損害賠償請求を求めるというようなことで考えております。

○議長（佐藤和好君） 平吹議員。

○15番（平吹俊雄君） 線量計ということでございますけど、いわゆる歳入歳出、大体91万ほど違っておるわけですが、これは全部その線量計ということでよろしいですか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 今90万ほど合わないということなんでしょうけれども、この件につきましては、先ほど御質問にあってお答えしておりますが、一般ごみ、今回各圏域、ほかの圏域に持っていく予定を立てております。90トン分の予算計上をしておりますが、それが仙台

市、栗原、登米市にそれぞれ支払うこととなります。これは通常の一般ごみを組合で焼却したとしても費用がかかるものでございます。その差額について、今回、全体の事業費を確定しなくてはならないために、その事業費も合わさった額でございます。ですから、例でいいますと、例えば玉造クリーンセンターであれば、栗原市に1トン当たり9,600円でいいよというような処理経費を言われております。玉造クリーンセンターの組合の今認められた経費が1万9,239円で計算しております。ですから、その差額になると補助対象外というようなこととなります。反対に、仙台市に一応搬入する予定の中央クリーンセンターでありますと、仙台のほうはトン当たり2万1,509円もらわないと処理はできないということなんですね。組合のほうの処理経費は計算で認められているのは1万2,418円、その際、今回差額が出るわけなんですね。要は仙台市に支払う額のほうが組合で処理するより多いと。その差額が結果的に補助対象になります。それ以外については、組合の処理経費ということになります。

ですから、先ほど玉造クリーンセンターにおいては、ほかに頼んだほうが安いんでしょということ補助対象外というようなことになっています。あくまでも組合で処理したよりも高い部分については補助対象、それ以外については補助対象外ということになっております。

○議長（佐藤和好君） 平吹議員。

○15番（平吹俊雄君） 確認ですけど、そうしますとその差というのは補助対象外のものということによろしいんですね。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） はい、そのとおりでよろしいです。

○議長（佐藤和好君） 平吹議員。

○15番（平吹俊雄君） 次に、歳出のほうです。

4款3項3目農林業系廃棄物処理事業費、東部クリーンセンター処理事業費518万円、これの内容をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） それでは、518万円の内訳についてお答えしたいと思います。

まず、東部クリーンセンターの需用費として、防じんマスク、防護服等の消耗品、約64万円、委託料として東部地区から登米市クリーンセンターへの運搬委託料10万4,000円、ばい煙や焼却灰の測定検査費用として156万円、小分けした農林業系廃棄物を投入する作業員の委託料153万3,000円、登米市へ焼却依頼する30トン分の処理委託料として24万円、放射線量を測定する空間線量計リース料として54万7,000円、東部クリーンセンターで働く作業員の個人線量計の購入費用55万6,000円、以上となっております。

○議長（佐藤和好君） 平吹議員。

○15番（平吹俊雄君） 内容についてはわかりました。

農林業系廃棄物は試験焼却概要のいわゆる最初のやつで、案で1ページの5.対象施設3施設というのはいわゆる西部玉造、中央、東部クリーンセンターだと思いますけれども、西部、

中央は所在地が大崎市にございます。しかしながら、東部につきましては遠田郡涌谷町に所在しているわけにございます。したがって、遠田地区につきましては、まだ試験焼却への参加が決定されておりません。にもかかわらず予算化したということはどのようなことですか、お聞かせください。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） それでは、お答えいたします。

組合施設につきましては1市4町の負担金で運営されており、現在稼働している3焼却施設につきましては、住民はどの施設も利用できることになっております。

農林業系廃棄物の試験焼却につきましては、平成28年度に宮城県から提案のありました焼却施設の設置してある市町村の農林業系廃棄物を試験焼却するというで進んでおりました。

東部クリーンセンターにおきましては、涌谷町に設置しておりますので、涌谷町の廃棄物が当時は対象でありましたが、農林業系廃棄物の量、試験焼却の対象となる廃棄物の種類、ベクレルの濃度の関係上、当時は美里町も含めた試験焼却の計画でありました。その後、平成29年7月15日に開催されました第14回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議で、県内一斉焼却から各圏域での処理方針に変更することが申し合わされております。

大崎市、涌谷町、美里町においては、既に試験焼却の意思は示されており、それぞれ住民説明会を開催しておりました。大崎市においても試験焼却実施に向けて大崎市内にある焼却施設2施設、最終処分場の施設周辺住民への説明や意見交換を重ねていた中で、最終処分場周辺の住民代表からは反対の意思表示がされ、なぜ三本木だけ焼却灰を搬入するのか、構成するほかのまちも焼却灰を受け入れるべきだとの意見等がありました。現在、組合で焼却灰を埋め立てている最終処分場につきましては、三本木にある大日向クリーンパーク1施設でございます。灰の搬入ができなければ試験焼却の実施ができないこととなりますことから、三本木地域への配慮事項として地元三本木に保管されている廃棄物を試験焼却することで安全性を確かめさせてほしいと改めて提案するとともに、風評被害対策、健康調査などの配慮事項を示しながら協議継続している状況であります。

焼却施設につきましては、当初から3施設での焼却を計画しており、1市4町の共同処理業務として運営管理しておりますことから、3焼却施設の試験焼却を計画したものであります。

○議長（佐藤和好君） 平吹議員。

○15番（平吹俊雄君） ただいま答弁の中で、美里町は試験焼却についての説明をしておるといふことなんですが、これはあくまでも試験焼却はこういうものだという、いわゆる決定したわけではないんですね。参加をしての説明会ではないんですよ、これ。試験に対しての説明という。いわゆる安全性に対しての、早く言えばその説明会というような、当然、国・県からも来ました。そういうふうでの説明会であります。

しかしながら、大崎市さんはやはりまず最初に、新聞等々ではございますが、いわゆる説明会をして、その説明会の内容を総合的に検討して6月の議会に提案すると。そして、提案前に

いわゆる予算化を計上したと。そういう手順になっておるわけです。

美里町では、要するに圏域はわかります。広域圏域ということではわかりますけど、しかしながら、少なくとも美里の住民は、まさか涌谷では焼却しないだろうと、そういう意識の方々が大部分だと私は思っております。

その説明会でやはりだめだとか悪いとかいろいろの罵声なり、あるいは大声等々があろうかとは思いますが、やはり一定の手順は私は必要だと思うんです。ですから、大崎市さんみたいにやはり説明会、混焼への焼却に参加するよと意思表示をしながらやはり説明会をするということが私は一定の手順ではないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 平吹議員のお尋ねはごもっともな御趣旨だというふうには思っておりますが、行政が手続を進める上では、少なからず手続要件が当然伴っております。今議会について、予算の提案者である管理者が提案をし、議会の議決要件となる議員皆様方にその予算のお示しをして、今まさに議論伯仲の状況の中にあります。

これまでも、これからも、住民を無視して進めるということはありませんので、その到達点がお互いに意見の対立はあるにしても、平行線をたどるにしても、住民の理解度を高めるための説明会は必要だというふうに思っております。

前段、柴岡課長が申し上げたように、これまでもやってはまいりましたが、今回、広域の管理する施設を今度利用するということになれば、仮に涌谷、美里町の農林業系廃棄物を焼却しないとしても、やはり住民の説明会は一定程度で必要だというふうには考えております。

これについては、組合会等々のいろんな承認機関もございますので、その中で各市町、町長と意見を申し合わせしながらそういう方向づけは私どもとしては考えていきたいというふうに思っております。これで御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（佐藤和好君） 平吹議員。

○15番（平吹俊雄君） そういうような答弁ということであります。

やはりこれは紳士的だと私は思っております。

ですから、いきなり、まさか今副管理者が言ったとおり、やはり住民をないがしろにし、あるいは各町の議会を無視するような、いわゆる議会軽視では私はわかんないと思いますので、やはりこの焼却に当たっての説明会はすべきだと思っております。

そういう意味で、今そういう方向に考えているということで、私は安堵はしました。

そうしますといつごろの予定になりますか。いろいろとこれから協議が必要かと思うんですが、その辺の案というか、その辺よろしく願います。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） その前に議会軽視という御発言がありましたので、一言申し添えておきますが、私どもの広域議会は各市町から議選として皆さんがこの議会に要職を置いておるわけでございますので、平吹議員にもこの議会であったことなどについては、ぜひ当該議会に説

明、補足なりをしていただければありがたいというふうに思っております。

後段のお尋ねの実施時期については、10月、冒頭申し上げておきましたように、10月から3月の6カ月間にわたって試験焼却をするという大方の実施期間を定めておりますので、その以前に首長さん方と御相談を申し上げながら、いつ、どの時期に、どういう形でということいろいろ工夫を重ねて対応していきたいというふうに思っております。工夫を重ねてと申し上げますのは、美里についてもこれまで2回、3回ほど説明会をいたしております。あのとおり、平吹議員も御存じのように、かなり反対に根強い方々の御出席もあるということで、その意見が多様を占めておりますので、その多様性に吸収されないような形で何とか説明をきちっと対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤和好君） 平吹議員。

○15番（平吹俊雄君） そういうことで、ひとつその辺、よろしくお願いします。

では、終わります。

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

3番相澤孝弘議員。

○3番（相澤孝弘君） 私のほうからも何点か通告してありますので、お尋ねをしたいと思います。

まず今回の補正予算の中で、農林業系廃棄物試験焼却の関連予算でありますけれども、11節需用費の中だというふうに思います。消耗品の関係で計上されておりますけれども、このバグフィルターの点検を年1回から2回にするということでありました。交換頻度はこれまでは何年でやっているかちょっとわかりませんが、4年とか5年のやつを3年にして短縮するというふうに資料ではされておりますけれども、これまで4年とかいわゆる5年でよかったのかどうか。あわせてこの定期点検より、定期点検というのはバグフィルターの点検をするということですが、点検より交換したほうがより安心が高まるような気がするんですね。その辺についてまずいかがでしょうか。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） それでは、4款3項3目11節需用費消耗品費507万2,000円の内容で、バグフィルターの点検を年1回から年2回にする及び交換頻度等の質問にお答えいたします。

まず初めに需用費消耗品費507万2,000円の内容であります。各施設で試験焼却を実施するに当たっての防じんマスク、タイベックなどの防じん対策用品及び消石灰、活性炭などの使用薬品代となります。

御質問にありましたバグフィルターの交換頻度についてお答えいたします。

一般的にはバグフィルターの交換頻度は4年から5年に1回と言われておりますが、当組合3施設ではこれまで4年ごとに交換を実施してまいりました。しかし、今回の試験焼却を見据え、より安全対策の強化が必要と考え、3年ごとの交換を実施することにいたしました。

また、点検を1回から2回にすることについて御説明いたします。

点検につきましては、3年の交換頻度の中で1年に2回実施するものであります。点検内容につきましては、バグフィルターの通常機器点検のほか、ろ布のサンプリング試験を行い、強度や劣化、目詰まり等を確認し、ろ布の健全性を確保いたします。

それでは、各センターのバグフィルターの交換の実施時期及び実施内容に加え、交換に関する金額について御説明いたします。

玉造クリーンセンターの1号炉の交換は平成29年9月に、2号炉は平成29年11月に終了しております。中央クリーンセンターの1号炉は平成30年6月に、2号炉は平成29年12月に終了しております。この中央クリーンセンターの1・2号炉の交換につきましては、それぞれ当初の実施時期は1年後でありましたが、その部分を前倒しして実施したことにより、3年の交換頻度を得ることができました。東部クリーンセンターの1号炉は平成29年6月に、2号炉は平成29年12月に終了しております。東部クリーンセンター2号炉の実施時期も1年後でしたが、その部分を前倒しし、中央と同じく3年の交換頻度を得ることができました。

以上のことから、全てのセンターでバグフィルターの交換が終了したことにより、より安全な状態で試験焼却に臨むことができると考えております。

また、交換の費用に関しましては、各センターのバグフィルターの本数等によりましても若干の相違はありますが、おおむね1炉につき2,000万から2,500万となります。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） 大変詳しく御説明いただきましてありがとうございました。

それでこのバグフィルターの関係であります。99.9%除去できるというふうな説明を住民説明会のときに相当議論になったというふうに私は記憶しております。その住民説明会で焼却に対して反対の方の意見の中では、100%ではないんだねというふうなことで焼却に反対という意見に結びつけられた経過もありました。しかし、このことは実証済みだと、空間に放射性物質が飛び散らないという説明を再三大崎市内でも3カ所やられてなかなかみ合わなかったという部分もあったと思いますけれども、結果的にはこのことは国の見解と異議を唱えている学者の説、どちらを信用するかというふうな問題なんだね。

組合の執行部では、国の見解を信じて事業を実施するということによろしいんですかね。いかがですか。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） バグフィルターの安全性について御説明いたします。

バグフィルターの安全性についてであります。我々一般廃棄物処理施設を維持管理する者にとって指針となるものは環境省のガイドラインであります。環境省と国立環境研究所での実証実験によりますと、バグフィルターの入り口と出口において、99.9%以上の除去率の実証がなされ、実際に汚染廃棄物の処理を行った県内外の事例でもバグフィルターを通過した後の排ガスにおける放射性セシウム濃度が放射性物質汚染対処特措法で定める基準値を超過した

事例はないことが確認されております。

以上のことから、相澤議員がおっしゃるとおり、国の見解を信じて事業を実施していくことが私たちの使命・責務でありますので、より安全・安心な環境の確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） やっぱりこの事業を始めるに当たっては、進めるほうと異議を、いろんな見解というのが当然あってしかるべきですから、その中で、国が定めている基準の中で進めると、これは非常に私は理解できるところであります。

ただ、そのバグフィルターなんですけど、今回は特に放射性物質が除去できるような特別仕様なものを取りかえているのか、いわゆるそのバグフィルターというのは、私も何年か前には1回施設見学で見たことがあるんですが、要は今回は特別仕様なのか、いわゆる一般の仕様のものなのか、その辺がどうなのかというようなことをきちっとやっぱり説明を今まで余り聞いていなかったの、その辺いかがですか。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） バグフィルターの仕様の件につきましてお答えいたします。

バグフィルターのろ布は特別仕様か通常仕様かという御質問ですが、現在使用していますバグフィルターのろ布は、平成14年のダイオキシン恒久対策仕様のものであります。排ガス中に移行した放射性セシウムは、他の物質と一緒に凝集してばいじんになると考えられます。よって、ばいじんを除去できれば放射性セシウムも同時に除去できるということから、現在使用している一般廃棄物の処理の仕様で問題ないことが国のガイドラインで示されております。

また、先行して試験焼却を実施しています仙南広域、黒川広域におきましても一般仕様のバグフィルターの対応で試験焼却を実施していると聞いております。以上です。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） これで、バグフィルターで安心が得られるということがわかりました。

そうすると、交換する前、あるいは点検する前のバグフィルターには相当たまっているという表現ですか、あるいは交換した場合にはそれをどのように処理するのか、例えば濃厚になっているものをただそれをまたどうにかで焼却するのかわかりませんが、その辺はきちっと交換した後の処理方法なんかも一応安全性は確認はしているんですか。それは納品業者なり納めた業者が、あるいは交換した業者が責任を持って処理をしているというふうなことなんです。いかがですか。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） それでは、バグフィルターの交換と処理についてお答えいたします。

まずバグフィルターの交換から処理につきましては、各クリーンセンターのプラントメーカーとの契約によりまして、コンプライアンスにのっとり作業の安全性を十分考慮した工事計画

を作成し、それに基づき作業を進めております。

ろ布の処分につきましては、産業廃棄物としてプラントメーカーの責任で適正な処理、溶融焼却処理を行っております。以上です。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） はい、わかりました。ありがとうございます。

次に、今度委託料の関係で、先ほど氏家議員の質問の中でも明らかになっておりますから、一つだけ確認したいんですが、前処理施設から各クリーンセンターへ運搬する関係かなあというふうな氏家議員と同じ素朴な質問をする予定だったんですね。先ほどの答弁でわかりました。ただ、その中で、これは大崎市のいわゆる業務の部分だよというのも理解できましたけれども、前処理施設から各3カ所の施設にそれぞれ運ぶとすると3台必要ですね。これが1日1トンぐらい、多くて5トンとかとありますけれども、1台でいわゆるシートをかけたから飛散防止をしながら4時半までずうっと歩くのか、その辺の協議というか、運搬費用の関係もあるでしょうけれども、どのような選択をして進めていくというふうなことを大崎市と協議しているのか、その内容をきちんと把握しているのかどうか。雨が降った場合とか、天気がいいとか、風が、いろいろ条件によってきちっとした対応をしなければ、施設と施設の間を、いわゆる車が走るわけですから、その辺いろんな反対意見の方々にすれば、それは安心でないとと言われると、何とも言えないので。その辺のことをどう把握していますか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 前処理施設からの組合の焼却施設への搬入ということで、まずお答えさせていただきますと思います。

まず前処理施設から組合の搬入につきましては、16時30分からの受け入れと組合のほうではなっております。3施設ありますので、大崎市のほうではおのずと最低3台の車両は確保していただくような形をお願いしております。

なお、その搬入車両なんですけれども、2トン車、4トン車、いろいろな車両の形態があります。あと深いダンプ、その辺、確保できるかというのも問題になっておりますが、その辺については、大崎市のほうで今精査している最中でございます。

今回、小袋に搬入ということですので、それをダンプに積み込むということになりますと、1トンが積めるかという問題もあります。ですから、仮に1トン積みなかった場合は16時30分以降にまず1台来ていただいて、その後往復でピストン輸送になるような形になるということで想定はしております。

なお、天候について、風が吹いたりしたときの対応ということなんですけれども、今回計画しているのは、あくまでもダンプ式のやつに小袋に分けて搬入することなんですけれども、一応シートは灰の焼却灰を運搬するのと同じように二重シートで飛散対策、その辺は十分対策するよということで大崎市のほうと協議はしております。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） 次に、14節の使用料及び賃借料の関係で測定機器リース料というふうなことで計上してありますけれども、先ほどの説明の中で、空間線量の測定箇所、敷地外、敷地内といろいろあるようですが、敷地外で、要は施設の四方から測定するとすれば4台が必要だと思うんですが、3台のところもあれば、何か5台のところもあると聞きました。これはそんな程度の、いわゆる安心をきちっと住民に提供するというのであれば、こういったものは多ければ多いほど安心感を与えられるような気がするんですけども、その辺の受けとめ方はどうなんですか。いかがですか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） まず、この測定機器リース料なんですけれども、先ほどもお話ししておるんですが、これは手で持ってはかる測定機器のリース料でございます。これが各施設に1つずつリースいたします、処分場も含めまして4台。これがリース料金となります。

議員さんがおっしゃっているのは、測定箇所のことについてだと思うんですけども、これについてはモニタリングポストのことだということによろしいでしょうか。

それで説明させていただきますけれども、モニタリングポストの設置につきましては、環境省のほうで費用を全て負担しております。1台約500万円くらいするというところでございます。

それで、組合の施設につきましては、合計5基設置しております。内訳につきましては、焼却施設で各1基、最終処分場には2基ということで設置しております。施設周辺の設置につきましては、先ほど3台だったり5台だったりという御質問なんですけれども、あくまでも市町で環境省にそれぞれ設置希望場所、数量について依頼して設置したものであります。設置場所の選定につきましては、組合から情報を提供した建設時の環境アセス、それを参考にして、住民の集う場所であったり、住民が監視しやすい場所、あとは住民説明会で要望のあった場所に、市町がそれぞれの判断で設定して環境省が設置しております。

それで、管内には今回大崎圏域に約19台のモニタリングポストを設置しております。県内で35基のうち半分以上は大崎圏内で設置したということでございます。

本来、交渉の段階では1施設1基と周辺に1基というようなことでしたが、この辺も各市町でいろいろ交渉してそこまで設置基数をふやしたということだと思いますので、御理解していただければと思います。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） 少ないのかなと思ったら、大崎広域はよそより多いんだというような説明ですけれども、これは環境省が負担するのであれば、やっぱり安心・安全を担保するための、住民にきちっと理解していただけるために、その辺はもっともっと求めてやるべきだったと思います。でなければやっぱり何か知らないけど、持つのと固定したのと精度はわかりませんが、いわゆる誤差があったりしたとき、いやこれは手動だから誤差があって当たり前だとかそういう理由にはならないですからね。だからやっぱり環境省で責任を持って高くともというような

ことを、やっぱりこれから10月まで時間がありますから、いろいろな機会に働きかけてやるべきだと思いますよ。答弁は要りません。

この件については、先ほど氏家議員もありましたけど、大崎市の議会の補正予算の中で、予算審議の附帯決議できちっと提案がありました。

それは、19人質疑があった中でもほとんどの方がやっぱり住民へのさらなる説明、あるいは安心・安全の焼却炉の取り組みをもっともっときちんと伝えるべきだ、あるいは数値の情報公開とか、異常時の対応、そういった先ほど質疑はありましたけれども、そういったことをやっぱり懇切に答弁をいろいろ行っていく、あるいはこうだというのを答弁をした結果として予算が可決されたものというふうに受けとめています。

しかし、予算執行に当たっては、慎重な取り組みを求めていくべきであるというふうなことの附帯決議が出されております。この件について、組合としてはどのように受けとめて対応していくのか、改めてこの場で確認をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） お答えいたします。

大崎市議会で今回可決されました際、附帯決議につきましては組合としては大変重いものと認識しております。

特措法では、8,000ベクレル以下につきましては一般廃棄物として取り扱うことができるというものの、放射能につきましては、先ほどからお話がありますように、目に見えない、においもしないという物質で、施設周辺の住民が不安を抱いていることが住民説明会、意見交換会等でも寄せられております。

試験焼却につきましては、あくまで市町による意向ということで実施するものでありますが、施設を運営管理する組合といたしましては、これまでの住民説明会、意見交換会で出されております不安や心配事に対して一つ一つ丁寧な説明をいたしまして、安全で安心な施設運営をすることが第一歩と考えております。

組合としては、引き続き大崎市で主催する説明会等に同席して、住民の理解を得られるよう努めてまいりたいと、そう考えております。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） ぜひしっかりと説明をして、理解を求めるように努力をしていただきたいと思います。

最後に、今回この事業は、8,000ベクレル、実際は4,000ベクレル以下と聞いております。これは、私が思うには、このレベルという表現は適切かどうか分かりませんが、あえて言えばこのレベルの放射性物質の処理がしっかりとできなければ、これから将来原発の廃炉の問題、あるいは核燃料廃棄物のいわゆる貯蔵というか保管といいますか、それも相当な量が出ているにもかかわらず、国民合意も得られていないんですね。そういうことが到底おぼつかなくなるというふうに思われるんですよ。

ただ心配や安心・安全を求めて焼却することに反対のあった方々、あるいは慎重を強く求めた住民の方々の団体の皆さんの意見がしっかりとこれまで示されたからこそ、モニタリングポストも含めて、いろんな体制が、ほかの地区はわかりませんが、ありとあらゆる体制が整ったんだというふうにも受けとめまして、やっぱり反対に皆さんの行動なり意見というのも、1つは今日まで至る中では効果があったんだろうというふうにも受けとめるわけですけども、執行部の皆さん、どのように受けとめておりますか。もう少し時間をかければもっといい体制がとれたというふうなことがあるんだしたら、この際ぶっちゃけた話、聞かせていただいても結構ですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 今の御質問は安全対策についてという御質問だと思いますので、お答えさせていただきます。

先ほどのバグフィルターの説明と若干重複しますが、説明させていただきます。

安全対策につきましては、焼却処理と埋め立て処理に分けて説明させていただきます。

初めに、焼却処理についてであります。バグフィルターについては3点の安全対策の強化を実施しております。

まず1点目ですが、バグフィルターの交換頻度を4年から3年へ変更しております。2点目として、バグフィルターの点検を年1回から2回へふやしております。3点目として、バグフィルターの監視体制を強化するため、ばいじん濃度計を設置し、排ガス処理設備の異常の有無を常時監視いたします。

受け入れにつきましては、一般住民が農林業系廃棄物に接触しないよう、16時30分以降の搬入といたします。焼却対象物は袋詰めにより、飛散防止と適正な混焼率を確保いたします。

環境管理計画、いわゆるモニタリングに関する項目につきましては、基準の回数から測定頻度をふやし、監視体制を強化しております。

そして、試験焼却に従事する職員及び委託業者には個人線量計を持たせ、十分に安全確認ができる体制をとってまいります。

次に、埋立処理におきましては、最終処分場の水処理用活性炭の交換頻度を年2回にふやすとともに、埋立区画を通常埋立区画と区分し、ゼオライトを敷設し、埋め立てを進めていく方策をとります。

また、焼却灰の運搬につきましては、通学時間帯を考慮した計画を立てながら実施してまいります。

今後考えられる安全対策に対しましても、組合全体で協議しながら早急な対応を実施してまいります。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） これまで、あるいは議会で議決、大崎市の議会での議決後も、反対の方々

の意思表示がいろいろな形で文書，今回も何か配付されておりますけれども，十分に耳を傾けながら，地域の皆さん，そしてこの広域全体が安心して住める地域のためにも年数を余りかけないで処理が必要だと，処理しなければならないということをきちっと，今聞いたようなことも含めて説明をして合意に向けて努力していただきたいということをお願いして，質問を終わります。

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

9番佐藤善一議員。

○9番（佐藤善一君） 第4款衛生費の中の廃棄物処理事業費2,159万8,000円について，その補正をしようとする根拠の関係でお尋ねをいたします。

この試験焼却によって，本当に放射性物質が拡散しないという立証が得られるものなのかどうか，そしてこの保存について住民が理解されているのかどうか，これについてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） お答えいたします。

まず，今回の試験焼却に関する施設周辺の住民との意見交換会や説明会におきましても，放射性物質は拡散しないのかという不安の声は聞かれております。まず焼却施設での排ガスから放射能が飛散するのではないかと心配されている件につきましては，環境省で福島県においてバグフィルターの前で測定して放射能の除去率が99.9%であるということは実証されております。

また，既に本焼却を実施している岩手県の奥州金ケ崎，一関の焼却施設におきましても放射性物質は排ガスからは検出されておられません。

最終処分場におきましては，放流水に放射性物質が混入するのではないかと地域住民の心配がありますが，組合と同じ管理型の最終処分場で埋め立てている先ほど紹介いたしました岩手県の奥州金ケ崎，一関の最終処分場でも放流水には基準を超えるような放射能は検出されないとのことであります。

これまで大崎市の説明会に組合も同席し，施設周辺住民団体や一般住民を対象に意見交換会や説明会を昨年から20回以上開催し，不安を払拭するため丁寧な説明をしておりますが，放射能という見えない物質，においのしない物質であることから不安との声は確かにございます。大崎市議会でも予算可決時に出されました附帯決議にも処理関連施設近くに住む住民等の関係者に対し，丁寧にわかりやすく説明する努力を継続することという文言がありますことから，大崎市では個別の集落単位や関係団体ごとに再度説明を継続するということですので，組合でも同席して理解を得られるよう努めてまいりたいと，そう考えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤善一議員。

○9番（佐藤善一君） 拡散でありますけれども，煙突から煙が出る部分に，近くにモニタリングポストを設置できないものなのか。付近じゃなくて，直接煙が出るところに。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） ただいまの御質問は、煙突に常時監視する何か測定機器がつけられないものかという質問でしょうか。

それでは、お答えいたします。

通常、排ガスの測定は排ガスの測定業者がそのバグフィルターの後の煙突から、そこに吸引装置をつけまして、4時間の吸引をした後に、その測定機関にまた持ち帰って測定するというございますので、常時測定する機器というのございませませんが、先ほども若干触れさせていただきましたけれども、バグフィルターを常時監視するばいじん濃度計というのがあります。それによって、例えばろ布の健全性を確認できますので、ろ布が破れていれば数値が急激に上がるということですので、常時、試験焼却以外でも焼却中でも今でも監視しております。そういう装置はついておりますが、測定機器のリアルタイムで見るといようなものは今現在ついておりません。

○議長（佐藤和好君） 佐藤善一議員。

○9番（佐藤善一君） 放射性物質は時間とともに自然減衰するということが判明しておりますけれども、これから年月がたつにつれてどんどんと8,000基準値以下、下回る、こういった物質も出てくるかと思えます。それで自治体あるいは組合においても負担がふえるわけですが、この処理についてはどうお考えですか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 放射能はだんだんベクレルが下がっていくということで、今後ふえるんではないかということですかね。指定廃棄物のベクレルが下がるということの御質問でよろしいですか。

まず、今回組合のほうで指定廃棄物についてはちょっとお答えすることができませんが、組合のほうで今回試験焼却もしくは本焼却するということで組合会で申し合わせがあるのが400ベクレル以下については極力すき込みすると。401ベクレル以上8,000ベクレル以下については焼却か、もしくは何らかの方法を考えるというのが市町の見解でございます。

組合としては、あくまでも401ベクレル以上のものを試験焼却対象物ということで捉えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤善一議員。

○9番（佐藤善一君） じゃなくて、例えば8,005あった場合、7,800になった場合、そういったものもこれから出てくると思うんですが、自然減衰して。それも受け入れられますかということですか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 8,000ベクレル以下に下がれば、それを指定解除すれば一般廃棄物ということになると思えます。それは指定解除するあくまで市町村、そちらのほうの責務と考えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤善一議員。

○9番（佐藤善一君） 次に移ります。

これからモニタリングの結果を踏まえて本焼の段階に移るかと思いますが、そこで圏域全体の焼却が全て終わるのは何年を想定されているのか、その辺を。そして、方法はこういった基準でやるのか、その概要についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 本焼却になった場合、何年かかるのかという御質問だと思いますが、まず本焼却になった場合は、大崎圏域の農林業系廃棄物につきましては、まず試験焼却を実施した結果を検証して、施設周辺住民にまず報告をして、本焼却実施に向けた説明会を開催する必要があると考えております。

検証結果を踏まえて試験焼却から今度本焼却の策定をする必要があります。

本焼却につきましては、それぞれの市町で400ベクレル以下の農林業系廃棄物はすき込み等の処理をし、減量することの申し合わせ、先ほども述べておりますが、ありますことから、各市町において401ベクレル以上の廃棄物をどれぐらい本焼却するのか明確にしていたかないとなかなか説明はできないのかなと思っております。その量につきましても施設周辺住民などに改めて説明する必要があると、組合のほうではそう考えております。

よって、本焼却の期間につきましては、市町でまず本焼却量を明確に示していただくこと、その農林業系廃棄物の放射能濃度、焼却する施設の稼働時間により算定することになりますので、具体的に何年かかるのかということに関しましては、明確にお答えすることはできないと、そう考えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤善一議員。

○9番（佐藤善一君） 試験をやるからには、その結果どうするんだと、こういった基本的な部分を説明しておく必要があるんじゃないかと思えます。

そこで今、焼却試験は4時半からの夜間ということですが、本焼却になった場合、24時間体制で臨むのかどうか、確認しておきたいと思えます。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） ちょっと御質問が聞こえなかったですけど、本焼却になった場合、24時間ということですか。もう一度、済みません。それでよろしいですか。ちょっと御質問が聞こえなかったもんですから。

○議長（佐藤和好君） 9番、再質問、もう一回言ってください。

○9番（佐藤善一君） 前段のほうは聞こえたでしょうか。試験をやるからには、その結果を踏まえてどう対応するんだ、どう取り組むんだかということも周辺の住民に説明すべきではないかと思えます。そこで再度お尋ねするわけですが、試験焼却の場合4時半からと言いましたよね、夜間。本焼却になった場合、24時間体制に臨むのかどうか、そういった部分も住民に説明する必要があるんじゃないか、そういう観点で質問をいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） お答えいたします。

まず、試験焼却するに当たりまして説明会をしております。その際に、やはり議員さんがおっしゃるとおり、何年かかるんだということが随分住民から問い詰められております。大崎市の説明会においては、大崎市の部分については話せるけれども、ほかの市町村のことについては話せないということで、まだ意思表示がされておられませんので、大崎市はあくまでも401ベクレル以上は焼却するんだということでお話しされておりますので、組合に対して住民からはどうするんだということで質問はもちろんあります。組合といたしましては、現在、市町でそれなりに協議しておる段階なので、はっきりした年数、量は答えられないということで回答はしております。

もちろん住民サイドは、一番何年かかるんだということは試験焼却が終わってからということでは失礼だということは重々承知しておりますが、まずもって市町のその試験焼却から本焼却に移るんだという場合に、どのくらい持ってくるんだということを組合に明確に示していただかないとはっきりした答えはできないということでございます。

また、今回の試験焼却につきましては、夜間焼却ということで計画しておりますが、それぞれの施設の処理能力によってそれぞれ量は変わってきます。ですから、24時間焼却するののかというのにつきましても、24時間焼却できるのは中央クリーンセンター1施設のみです。玉造クリーンセンターについては8時間、それしか焼却する能力はございません。東部クリーンセンターにおいても16時間の焼却炉でございます。ですから、その焼却時間を上回って焼却するというのはなかなか難しいというのが現在の処理施設の能力でございます。

ですから、これも夜間焼却するのか通常の焼却体制にするのかというのは、試験結果を踏まえて、あとは住民とのいろいろ協議を重ねて、試験焼却時間から本焼却時間について検討していきたいと、そう考えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤善一議員。

○9番（佐藤善一君） 了解。

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） それでは、私からも質疑をさせていただきます。

県内で先行試験焼却をやっているのは仙南が第3クール、黒川が第2クールかな、今入っている状況だと聞いております。この先行試験焼却をやっている2つの行政事務組合に大崎が試験焼却で違う点、つまり違うというよりも安全性がより高いと、大崎広域はという点があったら出していただきたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 先行している仙南広域、黒川広域よりもすぐれているところということで御回答させていただいてよろしいですか。

まず、すぐれているところというよりも、安全性が高いと思われることについてだと思ふんですけれども、まず仙南広域につきましては3月下旬、黒川広域につきましては5月下旬からそれぞれ試験焼却を開始しておるところでございます。それぞれの2つの先行した施設には、組合の職員も焼却が始まった翌日にそれぞれ視察していろいろ聞いておるところでございますが、先行した2圏域では一般廃棄物と、通常のごみだよということで捉えて事業を実施しているというのが実情でございます。若干の検査回数とかはふやしておりますが、当組合のような測定回数の大幅な増とかそういうのは余り特段には講じていないという状況であります。

組合の安全対策といたしましては、先ほどもお話ししておりますが、検査項目、検査頻度をふやしているほか、焼却施設ではバグフィルターの交換、点検頻度の増、あとは小袋での搬入による適正な混焼率の確保、最終処分場においてはゼオライトの使用、活性炭の交換頻度を年1回から2回に変えるなど、管理上できるだけ安全対策は講じているということでございます。

また、ほかの圏域ではしていないようではございますけれども、先ほどの労働安全の面からも職員の研修会、昨年度は2回実施しておりますし、今年度も8月、9月、トータルで1回になりますけれども、それらについて放射能の知識を身につけて職員放射能に対する不安を払拭するとともに、作業マニュアルを作成しながら対応したいと、そう考えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 試験焼却概要（案）の安全対策の答弁がありました。

2行政事務組合より、仙南、黒川よりうちのほうが安全性が高いよと、対策を講じているよと、概してそういう答弁ですよね。

それで、この説明に1クール、1週間のうちに1トンずつ5日間たくと。汚染牧草をね。市の説明では、大崎市では一般ごみは約50トン。こういうことでしたけれども、今回は混焼率というか混焼する一般のごみのトン数もないし割合もないし、一体どういうふうな1トンに対して割合を持っていくつもりか。毎日ごみは搬入量が違うからその日によって違うのかなと、さっき処理能力というのを言いましたけれども、それで50トンのときもあるし100トンのときもあるのかなという、例えば桜ノ目なんかは24時間燃やすということから、そういう思いを私はするんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） それでは、混焼率のことについてお話ししたいと思います。

まず先ほど施設管理課長のほうで回答しておりますが、今回については1、200ベクレルを基準と計算しております。灰が出てくるベクレルです。それに合わせて、今回宮城県で提案されているのが最大1トンを焼却しなさいということですので、1トンを今度ベクレルに合わせて割り算するわけなんですね。ですから先ほどの資料で大変申しわけないんですけども、試験焼却概要（案）、全協の。

[発言する者あり]

○業務課長（柴岡雄司君） もう一度説明させていただきます。

全協の資料の11ページをちょっとごらんいただきたいと思います。

玉造クリーンセンターの焼却の部分なんですけれども、こちらのほう、皆さんお聞きになったでしょうか。

例えば玉造クリーンセンターは焼却時間が8時間ということで、まず16時30分以降、試験焼却に入るわけなんですけれども、その混焼時間というのが5時間でございます。1日最大25トンの焼却量、一般ごみを燃やしながら、1トン燃やす計算を割り算するわけなんです。その場合、800キログラムを1回のクレーンでつかみますので、それに対して31キロ相当を袋で投入するというので適正な混焼率を確保していくということです。これがクレーンで仮に雑にばらばらとやった場合、このベクレルに合わせた混焼率が確保できないということです。そのように御理解していただければと思います。各センターにおいても次のページに書いてありますが、例えば中央クリーンセンターであれば100ベクレル以下のやつであれば、1回のクレーンが750キロつかめますので11キロ投入すると。東部クリーンセンターにおいては100ベクレル以下については14キロ投入するというようなことで御理解していただければと思います。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） この表を見れば、25トン、70トン、51トンというふうになんて書いてありますが、私ら素人が考えるのは、一般ごみの量が多ければ薄まると、考え方ですね。放射能が薄まると。薄まれば住民はより安全でないかと、こういう思いは素人ってするわけなんです。ただ長い時間がかかるのかなと、そういう思いがするものなんですけれども、この混焼率を、つまり上げるというのか、下げるというのか、一般ごみを余計にするということが安全性にはつながらないんですか。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 先ほどの全協資料11ページの上段を見ていただきまして、焼却タイムスケジュール、その中で各センター、一般ごみの燃やすトン数、ここが青の部分でございます。玉造クリーンセンターですと25トン、中央クリーンセンターですと70トン、東部クリーンセンターですと51トン、このトン数は変わりませんので、これに100ベクレル・400ベクレルですと上限が1トンということになります。御理解いただけただけでしょうか。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 説明はいいんでしょうけど、頭が追いついていかないんで。それで、河北新報の、これは大崎市から資料としてよこされたんですけど、大槻憲四郎東北大名誉教授が持論時論に2回投書をしているんですけれども、こういうことを書いてあるんですよ。

2回目の5月25日の汚染廃棄物の試験焼却、最後なんですけれども、つまり一般廃棄物との混焼率を適切に設定し、バグフィルターのすぐ上流と下流、入り口と出口だね、放射能を測定すれば、つまり漏れている率、漏出率がわかる。環境省にも実施経験があり、必要な機器は市販

されている。これを常時実施してはどうかと。こういう提案ですね、学者の、あるんです。このことに対する見解は、広域ではどういう。もちろん見えていますでしょうか。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 今バグフィルターの前後で環境省と国立環境研究所が行ったようにやればいいという大槻教授のお話ということですが、今現在、測定しておりますのは、バグフィルターの後での排ガス測定でございます。これについては、前後で測定するという法律的なものはございませんが、うちのほう組合といたしましても6クールのうち1回程度は前後で測定してみたいとは考えておりますが、その前段、入り口に測定しますがついていないセンターもございますので、そこにつきましては早急に工事できるか検討いたしまして、先ほど申し上げましたとおり6クールのうち3センターで1回は実際に測定しまして検証していきたいと考えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） つまり、6クールのうち1回は、1つの処理施設全て1回はやると、やってみたいということ、やるということですか。何でずっとやれないんですか。それが安心度を高める一つの。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 先ほど申し上げましたとおり、法的義務はないんですが、今回農林業系廃棄物で申請しております測定回数等は、全てバグフィルターの後で排ガスを測定することで、仮にこれを前後で測定するというので毎回申請を出したといたしましても、補助的にはおりてこないと考えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 補助的にはおりてこないということですけど、1回に使う経費は幾らですか。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 排ガス測定につきましては、1回の測定で5万円程度ですね。1炉につき5万円ですから、2炉でありますと10万円、これがワンクール、1クール5日間のうちで1回ずつということでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） つまり、それぞれの焼却クリーンセンターを含めて反対がありますよね。よりその住民に安心度を高めていただくのと予算的なもの、どちらが大事ですか。1回はつけるというんですから。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 今、私がお答えいたしましたのは、測定でございます。そこに常時リアルタイムでその数値を見るという機器はどこセンターもついておりません。県内外全国でもそれがついていないところはないと考えております。

- 議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。
- 5番（佐藤 勝君） なぜ1回つけるんですか。つまり毎回ずっと見ていないねという、1回だけつけるというような意味しかとれないですよ。
- 議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。
- 施設管理課長（横田宏幸君） 何回も申し上げますとおり、6クールで1回測定するという事です。測定はしてみたいとは考えております。よろしいでしょうか。
- 議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。
- 5番（佐藤 勝君） 答えはわかりました。
- つまり、6カ月間で1回という、1日ということなんですか。6クールということは、6カ月試験焼却をやるうちに、全て6クールやるうちにたった1日ということなんですか。
- 議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。
- 施設管理課長（横田宏幸君） 前後で測定するのは1回と考えているんです。通常試験焼却6クールにおきましては、1週間に1回、5日間のうちで1回ずつは必ず測定はします。そのほかに前後での測定を1回してみたいというお話でございます。
- 議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。
- 5番（佐藤 勝君） してみたいということはするという事なんですか、希望ですか。
- 議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。
- 施設管理課長（横田宏幸君） 先ほども申し上げましたとおり、その前段のサンプリングロがついていないセンターもございますので、早急にそちらを取りつけしまして、その後にももちろん6クールの中でやります。
- 議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。
- 5番（佐藤 勝君） それから、この1ページの概要、農林業系廃棄物試験焼却概要（案）についての最後10番目、「施設周辺地区住民との覚書等の対応、試験焼却にあたっては、関係団体と協議することとし」と、先ほどの答弁からも、集落あるいは関係団体というお話がありましたけれども、関係団体とはどういう団体を想定しているのか。
- 議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。
- 業務課長（柴岡雄司君） ただいま御質問がありました関係団体ということですが、まず組合では、試験焼却に当たりまして、最終処分場のある三本木萱刈水利組合、焼却施設のある玉造クリーンセンター周辺の上宮協栄会とそれぞれ覚書、申し合わせ事項を建設時に取り交わしております。締結しております団体とは、これまでも試験焼却に関する説明、締結内容の協議は実施してはいたしましたが、各団体からは試験焼却に対しまして反対の要望書が出されております。
- 意見交換会や説明会を重ねていく中で、特に三本木にあります大日向クリーンパーク周辺住民団体からは、覚書を締結している水利組合だけの問題ではないと、そういう御意見があり、大崎市では近隣行政区関係団体、水利組合等ということになりますけれども、交えた環境協定

について現在模索しているというような状態でございます。

組合といたしましても、これら覚書、申し合わせ事項につきましては、それらを遵守することで各団体との信頼関係を築いてきた経緯がございます。ただ今回に関しましては、放射能という記述がなく、全く想定外の事案でありますので、現在も継続協議しているというような状況です。

この問題につきましては、大崎市も絡んできますけれども、締結している団体と引き続き一つ一つ協議を重ねていくというのが組合としての考えでございます。

○議長（佐藤和好君） 質疑の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（佐藤和好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番佐藤貞善議員、7番今野公勇議員から、早退する旨の届け出がありましたので、御報告をいたします。

質疑を続行いたします。

5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） それでは質疑をいたします。

今までの答弁で、関係住民なり、つまりクリーンセンターを持っている地域、埋立地を、あるいは集落に説明をしたいと、理解を得たいという答弁が続いておりますが、ただその地域に申し合わせと覚書があるわけですね。それらについて、つまり速やかに協議を進めていくのか、あるいはどう試験焼却まで了解を得ていくのかお伺いします。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） それにつきましては、三本木地区萱刈水利組合との覚書、さらには玉造の上宮協栄会との環境保全に関する申し合わせ事項、それらについてこれまでも真摯にその条項、条文を踏まえながら対応してきました。一例を挙げますと、上宮協栄会については平成24年、石巻の災害廃棄物、いわゆる瓦れき処理ということでそれを焼却した焼却灰を何とか受け入れをしていただけないかということがございました。それはとりもなおさず鷗目の最終処分場に埋め立てをすることですから、焼却施設との申し合わせ事項とは関係はございませんでしたけれども、不可分にあるということから上宮協栄会、あるいは行政区に申し入れをして、その受け入れ体制についていろいろ御協議を申し上げた経緯がございました。その過程の中で、上宮協栄会、あるいは行政区として何分にも放射能という大義名分がございますので、それらに対する6項目ほどの向こうからの申し入れがありまして、それらについて一つ一つチェックをかけながら、あるいは協議をしながら対応してきた経緯がございました。そういう形で、何か事があればそういう形でそれぞれ協議をし、これまでの信頼関係を損なうことなく対応して

きたという経緯がございます。

萱刈についても、最終処分場が出たときに、地域還元策として、あそこはため池で用水を確保しているものですから枯渇するときもあるということで、さらに井戸を1つ掘って、それらに対応する事案等で協議をし、真摯に対応してきたところでございます。

しかし、今回については放射能という特異性がございますので、さらにはそれぞれの地域からも反対を標榜されているということからすれば、協議を重ねてもなかなか歩み寄りができ得ないということが当然でございます。しかしながら、私ども行政はこれを進めるに当たって、安心・安全、あるいは圏域住民の福祉向上を旨とすれば、前向きに捉えながらも行政としての使命責任を果たす、そういう役割も当然担っております。

今般、私どもは安全・安心を確保した中で、いろんな既の実証実験をしている各地域のデータなども踏まえて、これであれば安心だろうと、安全だろうということを基本にいたしておりますので、皆さんがお考えになる風評被害とか、あるいは健康被害ということは想定はいたしませんけれども、意見交換会、地域説明会ではそうしたことが多分に出ております。ですから、その風評被害や健康被害、配慮策として大崎市でもいろんな地域に提案型で申し合わせておりますので、そのことを基本にしながら今後とも協議を続けていくと。

大崎市議会が予算を議決した後、速やかにそれぞれの団体と私のほうから文書で申し入れをして、協議してほしいということでお会いして協議いたしました。お話は平行でございます。しかし、施設を預かる私どもとしては、その協定はあくまでも管理者である大崎市長が協定者になっておりますので、ぜひこの協議だけは続けさせてほしいと、10月の試験焼却に踏み切るまでに。そういう形で、幾度ともなくそういう部分で私どもの気持ちを真摯に理解していただくための対応だけはさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 地域への配慮ということで、1、2、3とあって、ここにも地域協定などを模索すると、こうありますけれども、今の答弁で、現状は大崎市議会が終わっても協議を持って平行線だと。10月試験焼却までその状況が続いても関係住民に説明を丁寧にするということも続けても理解が得られない場合でも試験焼却を踏み切るということにとってよろしいでしょうか。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 今、佐藤 勝議員がおっしゃったとおり、結論からいえば、大崎市議会が予算を議決をし、私どもの提案している予算が議決になれば、仮に平行線をたどったとしても試験焼却には踏み切っていくということで受けとめていただいて結構かというふうに思っております。

ただし、10月の試験焼却まで、私どもの誠意をどの程度その団体が酌んでくれるのか、そして自治体行政として風評被害、あるいは健康被害があるにしても、私どもはそこまで想定しないと言いながらも、当然そのことで立ちどまるということは行政体としては許されることで

はないので、その使命責任は予算の議決をもって果たしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 10番目の覚書等の対応ということで、必要に応じて、こうあるんですけども、現時点では必要がないからそう書いたんでしょうけれども、最後に協議会等を設置して本焼却に向けた地域協定等を模索すると。これは余りにも勇み足には過ぎないかと。つまり、本協定に、今試験焼却をやろうとしている、住民説明会を持って理解を得ようとしているときに、本焼却に向けた文言があると。本焼却に向けて地域協定を模索すると、こうあることはいかにも本焼却がありきということのあらわれではないかと、私はこう思うんですよ。その辺の文言はどうなんでしょうか。1ページの10番。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） それはとりもなおさず不安払拭を懸念事項として、それぞれの地域が課題として反対の意思を標榜しながらも継続して持っている以上、その不安を取り除く私たちの責務もあるだろうというふうに思っておりますので、それは人間対人間という心の胸中をもって何とかその心に入り込む隙があれば、私どもも何回となく誠意を持って対応し、それを軟着陸ができればそうしたことにこしたことはないんですけれども、そういう意味合いをもって、大崎市との協議の中でそういう協議会などを設置して皆さんが考える不安はどう対応したらいいのかというようなことも踏まえて、その協議の中で代表者を決めた協議会委員ということになるでしょうから、そういう事例が既に桜ノ目地区でございますので、そうしたことも踏まえてということの見通しだと受けとめておるところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 地域協定というのは、最後に副管理者が桜ノ目地域というような協議会のことを指したのかなという思いがします。

つまり、地域協定とはじゃあどういうものなのか。桜ノ目にある地域振興ビジョンとか何とかというのは桜ノ目地域は設置しましたがけれども、その協議会のありようをどういうものを想定しているのかお伺いします。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 地域協定等ということで、私どもとしては、私どもの施設対応からすれば、環境基本協定と言ったほうが理解度が深まるんだろうというふうに思っております。それらについては、環境基本協定を結ぶ中で地域がどうしたら環境の向上になるのか、冒頭申し上げた健康被害、あるいは風評被害に対する市、あるいは施設を持っている組合のかかわり方、そうしたことなどを条文的に発しながら組み立てていくと。それらについては協議会をまず発足させて、その協議会との協議の中でそれらは構築、確立されていくだろうというふうに思っております。

私どもとしては施設管理からすれば、やっぱり環境基本協定といったほうがより理解度が深

まるのではないかという思いをいたしております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 最後のほうが聞き取れませんでしたけれども、つまり地域協定を、だったら今すぐ、つまり伊賀なり上宮協栄会なりの地域の人たちとその協議の場を設置して進めていくのも一つの方法ではないのかと。今すぐ設置したほうがいいのではないかと、理解を得るために。地域振興ビジョンも含めた計画をつくるのであればね。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 桜ノ目地区の周辺地区との協議会のお話もさせていただきましたが、一例として申し上げましたので、桜ノ目地区の基本協定を結んだことがそのまま三本木地区にもイコールという形にはならないだろうというふうには思っておりますが、私どもとしては、とりあえず萱刈地区との覚書がございます。ですから萱刈地区として今の覚書を継続するのか、あるいは放射能にかかわる部分を1項目設けてそれを存続させるのか、さらには覚書を全体に伊賀地区とするのであれば、その辺は萱刈地区の組合の中できちっと意思判断をしてほしいということをお願いしてまいりましたので、そのことについては今後協議会を設置した中でそれぞれ対応していくということになります。

ただし、勝議員が、地域協定ということになると大変重みがあるというふうに思っております。地域全体を網羅した中で、福祉あり、あるいは道路インフラあり、そういう類いのことが当然条文的に整理されるのが地域協定だろうというふうには思っておりますので、私どもの施設を預かる側からすれば環境基本協定みたいなものをとということで想定はいたしておりますが、その辺については、大崎市となおこれから協議を詰めて、さらには地域住民との意見交換会の中で、代表者をきちんとエントリーしていただけるのかどうか、そのことなども含めて10月までに対応していくということになるかというふうに推測をいたしておるところでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 私からも通告に基づいて、議案第13号について質疑させていただきます。

管理者は、議会のときにも農林業系廃棄物の試験焼却については放射能値が見えないもので大変不安であると。それを見える化して不安を解消していくというような趣旨の発言がありましたので、私としても非常に頭の中に残っているわけでありますから、その点を踏まえて何点か質疑をさせていただきたいと思っております。

まず1点でありますけれども、第1点目の焼却物の飛散対策と適正な混焼率を確保するための袋詰めによる搬入と投入については、先ほどの説明で理解をいたしました。

2つ目の測定物対象の測定回数の増についてでありますけれども、今これまでの説明の中でも農林業系廃棄物が1,000ベクレル以下の牧草を最大90トンとある数値を関係なく全て対象として試験焼却するののかというのについても1,300ベクレル以下というような話で出

ましたので、三本木地域ということで説明でしたので理解いたしました。その中で、その試験焼却、三本木が全て、試験焼却で全て終わるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 試験焼却において三本木地区の廃棄物が全て終わるのかという御質問なんですけれども、三本木地区は約百五、六十トンあるということでお伺いしております。ですから、今回最大であくまでもレベルが低ければ90トンということですので、全部終わるといっわけではございません。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） はい、理解いたしました。

本焼却に踏み込まなければならないというようなふうになるのかなという思いをしておるわけでありまして、そのためにもやはり見える化をして地域住民に安全性を理解していただくというこのやり方は、やはりぜひ必要だなあという思いをしております。

先月のNHKで、たまたまクローズアップ現代を見ておりましたら、この福島第一原発事故の話が出てまいりました。その中で、私が非常に興味を持ったのは、このメルトダウンした福島原発は今までの原発と違うものが放出されたという点であります。

セシウムの多くが直径0.5から2ミリマイクロン、1ミリの1000分の1程度の固体微粒子として放出されたことが明らかになったということでありまして。厚生省のガイドラインには、その部分については焼却炉内で放射性セシウムが主に塩化物として存在していると想定したガイドラインでありましたので、その辺について、違うものがこの中に成分として入っているということが2種類、NHKのクローズアップ現代で放映されておりました。

セシウムの中に閉じ込められている一連の部分がその研究でわかったということですが、このことが当局にも一つの放出されたセシウムが2種類あるんだということがある程度理解しておるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） セシウムボールにつきましては、大崎市の議会のほうでも質問のほうになりましたけれども、本県のほうにはセシウムボールは飛散してこなかったであろうというような大学の先生の見解もございます。

セシウムボールにつきましては、ガラス固化体になっているということですので、組合のバグフィルター等でも、仮にあったとしても十分捕捉できると、そのように認識しております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） そこででありますけれども、先ほど通告をしておりましたバグフィルターの件でありますけれども、99.9%の遮断についての話でありますけれども、これは勝議員にお答えいただいたようではありますが、これは6カ月に1回ぐらいで前後を測定してみたいということでありまして、つまり、この東北大の名誉教授の大槻先生の話にも載っておりましたが、このセシウムが2種類もしあったとするならば、微粒子によって付着するものと、

それから水溶性であるものとの2種類があると。それを1つのバグフィルターで99.9%遮断すると国は基準を出しているけれども、その点について、やはり本市としても安心部分を目に見え、この部分が一番肝心な部分ですので、安心な部分をやっぱり提供する上では、6カ月に1回というような程度の前後の検査ではなくて、測定器をここに設置できないのかどうか、これは通告しておりますので、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 先ほども施設管理課長のほうでお答えしておりますが、入り口と出口で測定は1回だということと検査する予定だということは説明しているとおりでございます。

今現在、これまでの試験焼却、本焼却をやっていた自治体におきましても、要は出口で出ていないものが入り口で測定したとしても、それは除去率の計算だけであって、除去率が問題になるのではなくて、あくまでも排出口、煙突から出ていかないのを測定すれば結論として出ていないというようなことでいいのではないかなと組合側では考えております。

実際にほかの焼却施設におきましても、そのような対応で十分対応しておりますので、除去率の問題を問題としているのではなくて、あくまでも排出、環境基準に合致しているかというところが問題ではないかなと考えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 除去率は問題ではないみたいな話ですけれども、除去率が一番大きな問題でありまして、このバグフィルターでどの程度捕らえられるか、99.9%が果たしてこの中で捕らえられて、それでもそこから逃れている部分があるので、空間線量計でというような話も出てくるわけですが、ここをしっかりと捉えておかないと、ただ単に出口のほうでだけ測定すると、しかも6カ月に1回程度では安心な部分を提供したというふうには理解できないでありますけれども、再度そこをもう一度お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 議員さんがおっしゃるとおり、除去率だけを求めるのであればそういうふうなこともあります。あくまでも環境基準、それらが排出されているかされていないかが住民にとっては一番問題だと考えております。

議員さんがおっしゃるとおり、1回では不安だから除去率幾らだか求めろというような御質問ですので、組合としてもそれに合ったように検討して回数をふやすなり何なり対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 本当は測定器をしっかりとそこに設置をしてやっていただければいいわけにありますけれども、やはり法的な部分を重んじておるようですので、この大崎圏域ではさらにそれに上乗せした安全を提供するという意味からしても、ぜひそこはやっていただきたいなあという思いをしておりますので、よろしくお尋ねをいたします。

次に、モニタリングポストについてでありますけれども、0.23マイクロシーベルト時間

当たりを超えたときは試験焼却を停止するわけでありませぬけれども、先生のお話などをお聞きしますと、空間線量の検出下限値が1時間当たり0.06マイクロシーベルトというふうにお聞きをしております。この下限値はセシウム1平方メートル当たり2,700ベクレルの濃度で一様に地表に降り積もった場合の空間線量に相当すると言われておりますので、0.23マイクロシーベルトというのは、設定値が余り高過ぎるのではないかなあという思いをするわけですけれども、その点についてどうお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） この点につきましては、0.23マイクロシーベルトでは高いのではないかということなんですけれども、公衆一般の年間被曝限度値であります1ミリシーベルトから換算いたしまして、自然由来の空間線量0.04マイクロシーベルトと、仮に焼却施設が起因する空間線量、排出された排ガスから、0.19マイクロシーベルトを合わせた場合でも1ミリシーベルトを超えないという数値とされております。

当組合といたしましては、国で定めた基準に合わせたものでありますことから、高い数値という認識はございません。

なお、モニタリングポストの数値が上昇した場合には、組合施設職員に夜間であっても連絡が来ることになっておりますとともに、数値が上昇した際には測定機器の故障だったといたしましても、原因を究明いたしまして、問題が解決されるまでは農林業系廃棄物の試験焼却は中止する予定でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） この問題については、国、環境省、あるいは地方自治体だけではなく、そこに住んでいる地域住民の方々と一緒にこの問題を解決していかなければいつまでたっても現在ある仮保管地に置いておくということになるわけですので、やはり具体的な部分について、わからない点については専門の分野で調査をする。そして、それも地域の方々と話し合って、それを乗り越えていくという不断の努力がこれからは求められるのではないかなあという思いをしております。

管理者もよく言っておりますので、その辺についてはぜひ不断の努力を今後とも継続するように希望して質疑を終わらせていただきます。終わります。

○議長（佐藤和好君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

14番吉田眞悦議員。

○14番（吉田眞悦君） 質疑通告はしておりませぬので、ちょっと確認ということをお願いをいたしたいと思ひます。

それで、ただいま各議員さん方からの質疑でかなり議論は深まったのではないかなあというふうにも思ひていませぬけれども、この7年4カ月前に起因する事態が一步でも今後進める方策の一つとしての苦渋の決断の提案だろうというふうにも、私も理解はしておるところでもありま

す。

そこで、最終的にこの確認というのは、ちょっと3点ほどあるんでありますけれども、それを一括で言いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1つ、今後の取り組みの関係であります、全て。

それで、まず安全対策につきましては、11項目ほど出されております。当然、圏域住民への安心・安全のために、そしてまたそこで働く職員の皆さんの安全確保というようなことも踏まえながら、それらにつきましても確実にこれをやっていくんだと。そしてまた、先ほどの説明の中で、もし新たな安全対策があれば、追加してでもやっていきますよというような説明があったわけでありまして。その説明で、そのとおり今後も安全対策には十分に配慮した中で進めていくということによろしいのかというのがまず1点。

そして、その次に2点目でありますけれども、今、広域の関係する施設4施設、最終処分場まで含めて、その中で申し合わせ、そしてまた覚書等を結んでいる関係は2施設かなというふうに私は理解しておるんですけども、そういった方々への、そしてまたその地域への今後とも丁寧、懇切な説明、そして話し合いを進めていくということでありまして、それらも時間が限られてきますので、ぜひともそれもきちっと対応していくということが2点目です。

そしてあと3点目、それぞれ大崎市さんのほうでは3施設のほうで説明会をなされたようではありますが、東部クリーンセンター、これは所在が涌谷町、そして隣接するすぐ隣が美里町というような場所に立地しているわけでありましてけれども、そこで今回の試験焼却に特化したとえばあれですけども、28年12月には確かに環境省等も含めながら広域も各自治体もということで説明会はしておりますが、ただやはりそれも今度新たに、やはり残された限られた時間でありましてけれども、早急にそれをしていくというようなお話でありまして、それもその答弁で間違いはないかということを確認させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤和好君） 総括で答弁してください。

大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 吉田議員からそれぞれ3点にわたって確認の意思表示がございましたので、お答えを申し上げておきたいと思ひます。

1番目については、これまでも各議員の御質疑に答えておりますとおり、今後の取り組みを含めて安全対策、あるいはその現場に携わる職員の健康管理を含めて、あるいはもし先行している広域圏以上の新たな取り組みがあれば、それも補筆をして対応していくことの確認事項でございます。それは答弁しているとおり、何ら変わるものではございません。

さらに2点目、4施設等における申し合わせ、覚書、ただこれは勝議員にもお答えしておりますとおり、真摯な対応は当然協議としては付してまいります。ただ、最終的な局面になったときに、勝議員には当広域議会で予算が議決されれば使命責任を果たしていくという答弁をいたしておりますとおり、最終的な平行線になったときには、自治体の行政権の組合にかかわる広域圏域住民の安心・安全を確保する、そして福祉向上に寄与するという私どもの自治体権限

での使命があるとすれば、やはりそれは乗り越えて、風評被害、あるいは健康被害にならないような対策も講じながら進めていくということになるかというふうに思っております。

3点目のかかわりについては、当然、涌谷、美里を構成する団体がございます。これは最初のはしりでの説明会はいたしておりますが、試験焼却にかかわるものについてはまだ意思表示はいたしておりませんので、当施設管理をしている組合とすれば、ぜひ各首長さん方との協議をしながら早い時期に説明会を開いていくということの意思には変わりはないと思います。むしろぜひそうすべきだというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 14番吉田議員。

○14番（吉田眞悦君） ありがとうございます。

ちょっと副管理者の一人であります涌谷の大橋町長が退席されておりますので、美里の相澤町長、3点目の説明会のほうなんですけれども、町としてもやはりそのような形で一緒になって説明をしていくというようなことでよろしいかどうか、その点だけお願いいたします。

○議長（佐藤和好君） 相澤副管理者。

○副管理者（相澤清一君） 当然、大場副管理者が申したように、本町でも大崎広域行政組合と一緒に説明会をしっかりとしていきたいと思っております。（「終わります」の声あり）

○議長（佐藤和好君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 質疑なしといたします。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございますか。

12番門田議員。

○12番（門田善則君） 賛成です。

○議長（佐藤和好君） 原則、反対論から討論に入るのが原則論ですから、賛成の場合の討論については、これを割愛したいと思いますので、御理解ください。

○12番（門田善則君） はい。

○議長（佐藤和好君） では、討論はございませんね。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成30年第3回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会

午後1時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年7月9日

議 長 佐藤 和好

署 名 議 員 氏家 善男

署 名 議 員 大橋 昭太郎